

第 4 回 原子力損害賠償制度専門部会への意見

委員 加藤 泰彦

資料 4-9、4-10 では、これまで各委員から出された広範な意見を大変よくまとめていただいております。心より感謝いたします。そのうえで、都合により本日の会議に出席することができませんので、資料 4-11 について、以下のとおり、意見を申し述べます。

記

1. 「0：原子力損害賠償制度の基本的枠組み等」

東電福島原発事故後の変化として、原子炉等規制法や環境基本法等の改正、電力システム改革等の事業環境変化が記載されているが、電気料金の大幅な値上がりや、2030 年度の電源構成の決定(原発比率 20～22%)、同電源構成を踏まえた「日本の約束草案」の決定(2030 年において温室効果ガスを 2013 年比 26% 削減)もある。電源構成や約束草案策定の基盤となっている「エネルギー基本計画」では、原子力を「重要なベースロード電源」として活用していくことを明確にしており、「原子力損害賠償制度の基本的枠組み等」もこれを踏まえたものとすべきである。

こうした観点から、国の役割を「制度の基本的枠組み」の中に明確に位置付けるべきである。また、制度の目的として、現行の「原子力事業の健全な発達」を引き続き盛り込むことが必要である。

なお、ここでいう「国民負担」および資料 4-10 の「国民負担を最大限抑制」は電気料金による負担も対象に含むべきものであり、その旨を明記していただきたい。

2. 「1：原子力損害賠償に係る制度の在り方」全体

2 頁の前文にあるとおり「国や事業者等の責務と、賠償を履行するための損害賠償措置等の制度は一体不可分の関係にあることから、総合的に検討」することに賛成である。こうした観点から、以下の各論の中に、資料 4-10 の 2 頁「4.」と同様「国の責務」を独立した項目として立てるべきである。

併せて、損害賠償と、復興や地域再生などの他の政策目的との関係を再整理し、トータルパッケージとして施策を講じていくことを検討すべきである。

3. 「1：原子力損害賠償に係る制度の在り方 2. 責任の範囲、損害賠償措置 等」

事業者の責任の範囲について、損害賠償措置や原賠・廃炉機構等の機能、国の責務と併せて検討することに賛成する。その際、わが国のエネルギー政策や気候変動対策における原子力の意義を踏まえ、原子力事業の担い手を確保しつつ、適切に被害者救済が図られる仕組みを整備することが極めて重要となる。

そのような観点から、事業者の安全に対する意識を損なわないよう十分に配慮したうえで、有限責任化も含め事業者の責任の予見可能性を確保するとともに、損害賠償措置額の引き上げや国の責任の強化を図るべきである。また、事業者が実情に応じた十分な安全対策を行うには、円滑な資金調達が不可欠である点も考慮する必要がある。

有限責任化に伴って事業者のモラルハザードが生じるかどうかに関しては、民事責任のみならず、行政上の責任・義務も含めて検討するとともに、有限責任を採用している諸外国における原子力事故の現状などについて、実証的に調査する必要がある。

4. 「Ⅰ：原子力損害賠償に係る制度の在り方 3. 事業者の法的整理等」

「事業者の法的整理については、まず、被害者保護を図る上での法制的な課題を中心に整理してはどうか」との記述については、具体的な意味内容を明確化すべきである。そのうえで、事業者の法的整理や、株主、金融機関等の責任について検討するにあたっては、倒産法制はもとより、会社法など出資者の有限責任を定める法律や、融資機関の責任を定める民事取引法の原則を踏まえ、慎重に検討する必要がある。また、法的整理を行う場合には、賠償主体が清算されることから、適切な被害者救済が実施されにくくなる点に十分留意すべきである。

5. 「Ⅰ：原子力損害賠償に係る制度の在り方 4. 免責規定」

東電福島原発事故に際しての原子力損害賠償法の運用、および第2回会合における事務局の説明を踏まえると、現行法の免責規定の適用は極めて限定的と考えられるが、具体的な判断基準は曖昧である。こうした現状は、原子力事業の担い手確保や事業リスクの予見可能性確保の観点から、大きな問題である。

そこで、免責規定適用の要件について、ガイドラインの制定等により客観性を確保し、予見可能性を高める必要がある。また、免責規定適用の要否の判断については、高度な専門的知見が必要であるとともに、政治的な独立性も求められることから、司法プロセスに前置して、専門知識を有する独立行政機関が判断する仕組みを設けることについて検討すべきである。

6. 「Ⅱ：被害者救済の在り方」

「迅速かつ適正な被害者救済を実現するための手続の在り方について検討」することに賛成である。その際、消費者集団訴訟特例制度や、仲裁、調停のあり方が、原子力事故による被害者の迅速かつ適正な救済につながるかどうか、原子力事業の担い手確保に資するかどうか、原子力損害賠償紛争解決システム全体が相当程度機能していることやエネルギー・気候変動政策の目的を踏まえ、慎重な検討が必要である。

以上